

北海道告示第10030号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年5月15日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年1月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームック手宮店

小樽市手宮1丁目114-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町3番地

(変更後) 東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町3番地

(4) 変更の年月日

平成28年10月1日

(5) 変更する理由

商号変更のため

2 届出年月日

平成28年12月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年1月13日（金）から同年5月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで